

# 商標に 関する方針の 要旨



本方針の解釈及び適用に  
関するお問い合わせ先

法律部  
legal@lionsclubs.org  
www.lionsclubs.org  
電話：630-571-5466 内線 360  
ファックス：630-571-0953

ライセンス契約、製品や物品等へ  
の特定の使用に対する承認に  
関するお問い合わせ先

クラブ用品部  
clubsupplies@lionsclubs.org  
www.lionsclubs.org  
電話：630-571-5466 内線 6798  
ファックス：630-571-1688

ライオンズクラブ国際協会には、当協会の登録商標を守る法的義務があります。この義務を遂行するため、理事会によりライオンズクラブ国際協会の商標に関する方針が定められています。この方針は当協会の商標を定めると共に、会員、クラブ、地区（単一、準及び複合）にその使用についての指針を提供するものです。以下は、当協会の商標をクラブや地区の活動の一環として使用するに当たり、ライオンズの会員にとって指針となる「商標に関する方針」の要旨です。

以下は、ライオンズクラブ国際協会の商標に関する方針の要旨です。本方針全文の入手をご希望の場合には、ライオンズクラブ国際協会のウェブサイト (<http://www.lionsclubs.org>) をご覧いただくか、法律部 ([legal@lionsclubs.org](mailto:legal@lionsclubs.org)) までお問い合わせください。



## 要旨

### 国際協会の商標の定義…

「ライオンズ、ライオネス、レオ、ライオンズクラブ又はライオンズクラブ国際協会を含むがこれらに限定されるものではない、当協会のあらゆる既存及び将来の名称、紋章、ロゴ、印章、登録商標ならびにその他商標に関連する物」を指します。

### 商標に関する一般的基準…

国際協会の商標の使用においてその全般的な質と内容を維持するため、本商標は、ライオンズとライオンズを巡る地域社会に不快感をもたらすようなポルノグラフィ、裸体、アルコールやその他の内容に関連して使用することはできません。

### 商標に関する方針の履行及び(又は)不正使用の報告…

すべてのライオンズの会員には、あらゆる国際協会の商標の不正使用や悪用の一切を法律部に報告する義務を含め、国際理事会により採用された商標に関する方針を遵守する責任があります。

## 国際協会の公式紋章

国際協会とチャーターされた各クラブの公式紋章は、下記のデザインによるものとします。各クラブ共、公式紋章のみを使用しなければなりません。



## 国際協会の商標に 対する使用権の自動的許諾

ライオンズの会員、クラブ及び地区には、スポンサーするプログラム、事業、地域社会奉仕活動及びその他事業など、国際協会の目的やクラブの運営業務の促進及び推進において、国際協会の商標に対する使用権が自動的に与えられます。

### ウェブサイトや名刺への国際協会の商標の使用…

ライオンズの会員には、クラブや地区のウェブページや名刺に国際協会の商標を使用することが自動的に認められています。事実、ライオンズの会員には現在、便箋、パンフレット、看板、新聞広告、チラシを含む印刷物など、幅広いかたちで本商標の使用が自動的に認められています。

### ライオンズがスポンサーするプログラムでの国際協会の商標の使用…

ライオンズの会員には、レオクラブ、ライオネスクラブ、公認コンテスト、ユースキャンプやその他国際協会公認のプログラムなど、ライオンズがスポンサーとなる多数のプログラムへの本商標の使用権が自動的に与えられます。

### Tシャツ、帽子、トレーナー等の衣料品への国際協会の商標の使用…

ライオンズの会員には、国際協会の商標入り衣料品(ベストを除く)の使用、購入、販売、製造、配布に対する許可が自動的に与えられますが、これは品目別の合計数が年度内に**30**を超えない場合に限られます。**30**人を超える会員がいるライオンズのクラブに対しては、ベストを除く衣料品の品目別合計数がその会員数を超えない限り、本商標の使用権が自動的に与えられます。

### 衣料品の定義…

衣料品とは、被覆、保護あるいは装飾を目的として身につける帽子、シャツ、ネクタイなどのベストを除く衣類のことをいいます。

## 使用許諾が必要な場合

ライオンズの会員、クラブ及び地区には、ライオンズ商品の販売、会費外収入プログラム、特定の形態によるスポンサーシップ、ライオンズ関連の団体・組織の結成など、活動の内容によっては国際協会の商標の使用について許可が必要となる場合があります。

### 品目別の数が**30**を超える衣料品の購入、使用、販売及び配布…

会員数が**30**人未満のライオンズクラブは、クラブ用品部もしくは法律部からの承認を得た上で、いずれかの部が定めるライセンス料及び(又は)ロイヤルティーを支払えば、**30**着以上のベストや衣料品を販売することができます。

### 衣料品以外の購入、使用、販売及び配布…

ライオンズの会員は、衣料品以外で国際協会の商標が入ったすべての品目とベストについて、クラブ用品部もしくは法律部からの承認を得た上で、いずれかの部が定めるライセンス料及び(又は)ロイヤルティーを支払わなければなりません。

### クラブや地区の事業を共同でスポンサーする場合…

ライオンズのクラブと地区には、別の事業体の名称及び(又は)紋章と国際協会の商標を併用することが認められていますが、これはそのクラブ及び(又は)地区が本商標の併用を承認すると共に、そのクラブ及び(又は)地区の名称が明示される場合のみに限られます。複数の準地区がスポンサーとなる場合には、該当する複合地区ガバナー協議会の承認が必要です。また、複数の複合地区がスポンサーとなる場合には、各複合地区と法律部による承認が必要となります。

### ライオンズ関連団体…

ライオンズに関連する財団や慈善団体を結成しようとするクラブはすべて、申請書に記入の上、関係書類を添えて国際協会の法律部への提出が必要です。

